

法律で差別はなくなるのか

立命館大学大学院先端総合学術研究科
長谷川 唯・桐原 尚之

背景・問題意識

法律で差別はなくなるのか？

日本の反差別を領導した部落解放運動の中で語られていたことがあります。「法律で差別はなくなる」ということです。
(三村 2010: 18)

差別禁止法制定の争点

差別をなくすことができるかどうかではなく、障害に基づく不利益に対する司法救済の法律規範上の範囲を拡大することによって、従来救済されなかった人々の救済が可能となるのか、ということ。

これまでは、**障害に基づく不利益の司法救済は、現実的に不可能であった。**

障害者基本法(平成16年)の差別禁止条項(3条3項)は、施策の基本的方向を定める法律の基本理念という性格であることから裁判規範性が認められなかった(平成6年(ワ)10330号損害賠償請求事件・平成11年3月11日大阪地方裁判所判決)。

障害者権利条約第2条 「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

差別について

差別の種類——障害者政策委員会差別禁止部会の意見

差別類型	相手方が持ち出す理由	相手方の行為態様		効果
直接差別	障害そのもの	異別取扱	作為	不利益
間接差別	障害そのものではないが差別に関連する事由	異別取扱	作為	不利益
関連差別		同一取扱(同一基準の適用)	作為	不利益
合理的配慮の欠如	「障害を理由とする」といえるか？	形式的には同一取扱	不作為	不利益

差別の2類型

障害に基づき、あるいは、障害に関連して、何人も、区別、排除、制限、その他の不利益な取扱いをしてはならないという包括的な類型(直接差別・間接差別・関連差別)と、合理的配慮の欠如

◆『「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見』障害者政策委員会差別禁止部会(平成24年9月14日)

法律と差別の関係

ディスポビリティには差別が含まれる！

ディスポビリティは、**解消されるべきもの(星加 2007)**

差別は解消されるべきディスポビリティの一形態であり、法律規範上の障害者差別を解消するには法律の改廃によらなければならないのではないか。

差別と規範

なぜ差別してしまうのだろうか？

障害者を差別することが悪いという規範は、一般的に内面化されている。

しかし、実際の差別は差別する側の無意識の内に行われている。

内面化されているはずの障害者を差別することが悪いという規範に抵触することなく無意識の内に差別するのはなぜか。

複数の規範に内在する障害者を差別・排外する装置

儒教的規範、能力主義の規範、競争原理の規範、市場原理の規範、自由主義の規範、その他諸々の内面化された複数の規範の中には、障害者を差別・排外する装置が組み込まれている。

これらの内面化された規範ゆえに無意識の内に障害者を差別しても、**一方で障害者を差別することが悪いという規範も内面化されているために、差別者は、差別をしていないと思い込んでしまう。**

「多くの差別事件を調べてみて、すぐ気づく特徴は差別する側と差別される側の間の意識の大きな落差である。つまり差別する側は、自分が差別していても、それが「差別」という重大な虐待行為として意識されないばかりか、みんなと一緒に「差別」することで、あたかも当然の行為として正当化されることが多い。(中略)差別された者の抗議によって初めて自分が差別を行ったことに気づくことも頻繁である。」(山田 1996: 77-8)。

社会構築主義の壁——認知されない差別の存在

結果として告発することによって差別が差別問題として外在化するという従来の社会構築主義的理解の枠を超えない。そういう意味では、**法律の存在をもってしても禁止できない差別は存在する。**

社会構築主義では、告発者が差別として告発することによって初めて「差別」であると考えられる。

ディスポビリティが真に解消可能ならば、障害の社会モデルの理論形成は、従来の差別禁止の説明と異なる見地に立たなければならない。

法律で解消されない差別は存在するけど、法律の改廃によらなければ解消されない問題もある。よって、法律で差別が解消されないからといって、法律がいらないとはならないのである。